

WisE System 利用規約

貴社（以下「貴社」という。）によるWisEシステムへのアクセスは、本利用規約（以下「本契約」という。）及びWisEシステムに適用されるその時点で有効なマニュアルを貴社が遵守することを必須の条件とし、これらのマニュアルはそれぞれ、本契約の一部を構成します。貴社によるWisEシステムの使用は、貴社が本契約に拘束されることについての合意を構成します。あなたは、貴社のために本契約を締結する権限を貴社により付与されていることを表明保証します。本契約の内容は、定期的にご確認下さい。WisEシステムの使用は、使用時において最新の本契約の内容に従うものとし、最新の本契約は第12.1条に基づき貴社に通知され、当該通知後貴社がWisEシステムを継続して使用することにより貴社が承諾したものとみなされます。

1. 目的及び範囲

- 1.1 本契約は、バイヤ、TTC グループ会社及びサプライヤ（バイヤ、TTC グループ会社及びサプライヤは、本契約において個別に「当事者」といい、「当事者ら」と総称することがある。）の間の売買取引に関する WisE システムを通じた商業的情報の電子的移転に係る基本的条件を記載する。
- 1.2 本契約は、当事者らが購買契約を締結し、及び当該当事者らがかかる契約によって法的に拘束されることを確保するために、関連する請求書を電子的手段によって送信することを許可することを目的とする。
- 1.3 各当事者は、相互の合意により、別の当事者と売買基本契約を別途締結することができる。但し、本契約は、WisE システムを通じた商業的情報の電子的移転に関する本契約の主題に関する完全合意を構成し、当事者らの間で交わされた書面又は口頭による全ての従前の又は同時期の交渉、協議又は合意に取って代わる。本契約とかかる別途の契約の条件の間に矛盾が生じた場合、本契約が優先するものとする。本条のいかなる規定も、いずれかの当事者を詐欺もしくは詐欺的な表示又は適用法に基づき制限もしくは除外されないその他の責任から免除するものではない。

2. 定義

- 2.1 「バイヤ」とは、TTC グループ会社から商品又はサービスを購入する非 TTC 当事者をいう。
- 2.2 「EDI メッセージ」とは、WisE システムを通じて送信する電子メッセージをいう。
- 2.3 「マニュアル」とは、TTC 又はシステム管理者が作成した、あらゆる形態又は媒体による、随時改訂され、当事者らに一般に提供される WisE システムのインストール指示書、ユーザマニュアル、リリースノート、操作指示書、ポリシー及びガイドラインをいう。
- 2.4 「非 TTC 当事者」とは、TTC グループ会社以外の当事者をいう。
- 2.5 「購買契約」とは、(a)バイヤ及び TTC グループ会社、(b) TTC グループ会社及び別の TTC グループ会社、又は(c)TTC グループ会社及びサプライヤの間で交わされる商品又はサービスの売買及び輸送並びにこれらの決済に関する契約をいう。
- 2.6 「サプライヤ」とは、TTC グループ会社に対して商品又はサービスを供給する非 TTC 当事者をいう。
- 2.7 「システム管理者」とは、TTC 又は WisE システムの運用及び管理のために TTC が指名する第三者システム管理者をいう。

- 2.8 「**取引データ**」とは、登録、交渉、注文又は請求プロセスにおいて当事者が WisE システムを通じて提供する情報、当事者が EDI メッセージその他連絡手段を通じて WisE システムを通じて送信する情報、及び当事者が WisE システム内に保管するその他の情報をいう。
- 2.9 「**TTC**」とは、日本法に基づき設立された法人である豊田通商株式会社をいう。
- 2.10 「**TTC グループ会社**」とは、TTC、及び直接又は間接的に TTC を支配し、TTC により支配され又は TTC の共通の支配下にある事業体をいう。「**支配**」とは、事業体の議決権の 50%以上の持分又はかかる事業体の経営を指図する権限をいう。
- 2.11 「**ユーザ**」とは、当事者に関して、当該当事者の従業員、役員又は代表者であって、かかる当事者により WisE システムを使用する権限を付与され、かつ、システム管理者の裁量によりユーザ ID を提供された者をいう。
- 2.12 「**WisE システム**」とは、TTC が保有し、本契約に従い他の当事者らに対して提供するグローバル・サプライ・チェーン管理システムをいう。

3. 購買契約の有効性及び成立

- 3.1 有効性 当事者らは、WisE システムが購買契約を締結する正式な手段であることを確認し、これに合意する。当事者らは、WisE システムを通じて締結されたこと、記録の原本が電子的形態によること、又はかかる購買契約に署名や押印がないことを理由として、購買契約の有効性に異議を唱えないことに合意する。
- 3.2 発注 貴社が別の当事者に商品又はサービスを注文する当事者である場合、貴社は、マニュアル及び指定の様式に従い発注を行うための画面上のプロンプトに従わなければならない。貴社が行う各注文は、本契約に従う注文書に明記された商品又はサービスの購入の貴社による申込みである。貴社は、慎重に注文を確認の上、確定するものとする。貴社は、貴社による注文が完全かつ正確なものであるよう確保する責任を負う。
- 3.3 注文の承諾 貴社が別の当事者に対して商品又はサービスを供給する当事者である場合、貴社は、マニュアル及び指定の様式に従い注文を承諾するための画面上のプロンプトに従わなければならない。貴社が行う各承諾は、本契約に従う注文書に明記された商品又はサービスを供給するための貴社による承諾行為である。貴社は、慎重に注文を確認の上、承諾を確定するものとする。

4. 電子メッセージの証拠能力

当事者らは、紛争が発生した場合、本契約に基づき送信された EDI メッセージの記録は、裁判所、仲裁廷等の紛争処理機関その他の紛争解決手段における証拠として認められることに合意する。

5. 運用要件

各当事者は、本契約に基づく義務を履行するために必要な全ての設備（EDI メッセージの送信、受領、翻訳、記録、印刷及び保管のために必要なハードウェア、ソフトウェア及びサービスを含む。）を自己の費用で取得し及び維持するものとする。

6. 安全性及び正確性についての責任

- 6.1 各当事者は、EDIメッセージの真正性及びEDIメッセージが不正アクセス、改変、遅延、破壊又は損失のリスクから保護されるよう確保するために、一般に受け入れられているベストプラクティスに従い、ITセキュリティ手順を取得し、実施し及び維持するものとする。各当事者は、自らのITセキュリティ手順の違反があり、当該違反がEDIメッセージの完全性を損なう又はそのおそれがあることを知った場合、不当に遅延することなく、24時間以内にシステム管理者に通知するものとし、かつ、TTC又はシステム管理者の指示に従い、当該問題を是正するために必要な実行可能な措置を講じるものとする。
- 6.2 各当事者は、次のとおり合意する。 (a) EDIメッセージの送信者は、受信者のコンピュータ上で当該メッセージを受信する前に、その正確性並びに認証コード及び手続の不正使用又はアクセスについて責任を負うこと（但し、当該エラー又は不正使用もしくはアクセスが受信者の作為又は不作為による場合は、この限りではない。）。(b) EDIメッセージの受信者は、自らのコンピュータ上で当該メッセージを受信した後に、その完全性並びに受信者の認証コード及び手続の不正使用又はアクセスについて責任を負うこと（但し、かかる不正使用又はアクセスが送信者の作為又は不作為による場合は、この限りでない。）。

7. 権利帰属

TTCは、WisEシステムに係る全ての関連する知的財産権を含む、全ての権利、権原及び権益を保有する。WisEシステムに参加する各当事者は、WisEシステムに関連するTTCの名称、TTCのロゴ及び製品名は、TTC又は第三者の商標であり、本契約において、かかる標章に係るライセンスは一切付与されないことを確認する。

8. 秘密保持及びデータ保護

- 8.1 ユーザに対する責任 WisEシステムに参加する各当事者は、WisEシステムの使用に関する全ての適用ある法令を遵守する。各当事者は、各ユーザ（又はユーザのアクセス認証情報を使用してWisEシステムにログインする者）がかかる当事者の権限を付与された代理人とみなされること、及び各当事者がかかるユーザのアカウントに基づくWisEシステムの使用に関する作為及び不作為について責任を負うことを確認し、これに合意する。各当事者は、アクセス情報（各ユーザID及びパスワードを含む。）の秘密性を維持する責任を負う。
- 8.2 アクセス及びライセンス制限 適用法により明示的に認められる範囲を除き、各非TTC当事者は、次の行為を行わず、また、第三者に行わせない。(a) WisEシステムをサブライセンスし、販売し、移転し、譲渡し、配布し又はその他の方法で第三者の利益のために商業的に利用すること。(b) WisEシステムを修正し又はWisEシステムに基づく派生物を作成すること。(c) WisEシステムをリバースエンジニアリングし又はWisEシステムに類似する特徴、機能もしくはグラフィックスを使用した製品を構築するためにWisEシステムにアクセスすること。(d) WisEシステムの特徴、機能又はグラフィックスを複製すること。(e) 複数の個別ユーザによるユーザ・サブスクリプションの共有又は使用を許可すること。(f) 次のいずれかのためにWisEシステムを使用すること。(i) 迷惑メッセージ又は不法なメッセージを意図的に送信すること、(ii)子どもに有害なもしくはプライバシー権を侵害する素材を含むが、これらに限られない、侵害的な、猥褻な、脅迫的な、有害な、中傷的なその他不法な素材を意図的に送信し又は保管すること、(iii)ソフトウェアウイルス、ワーム、トロイの木馬その他有害なコンピューターコード、ファイル、スクリプトもしくはエージェントを含む資料を意図的に送信し又は保管すること、(iv) WisEシステム又はこれに含まれるデータの完全性又は動作を妨害し又は中断すること。(v) WisEシステムへの不正アクセスを試みること。(g) ユーザ以外の者に対してWisEシステムを提供、開示し又はかかる者によるWisEシステムの使用を可能にすること。

- 8.3 WisE システム上に所在する情報 各非 TTC 当事者は、WisE システム上に所在する情報（但し、自らが提出するデータを除く。）は、TTC 又その他当事者らの専有かつ秘密の情報であることを確認し、かつ、WisE システム内で提供される内容を共有するための機能を通じて認められる場合を除き、かかる情報を第三者と共有しないことに合意する。当事者間のやり取りを円滑にするために、各非 TTC 当事者は、他の当事者らに関する特定の情報にアクセスすることを許可される場合がある。但し、各非 TTC 当事者は、法律上のデータ保護規制を遵守する責任を負い、WisE システムの使用及び本契約に基づき企図される契約の履行に厳密に必要な範囲において、他の当事者らに関する情報を厳密に取り扱い、開示当事者の事前の書面による同意なく第三者に開示しないことに合意する。当事者らは、偶発的もしくは違法な破壊又は漏えい、滅失、毀損から個人データを保護するための適切な安全策を講じることに合意する。
- 8.4 取引データ TTC グループ会社及び／又はシステム管理者は、WisE システムを通じて非 TTC 当事者が提供する取引データを収集することができる。TTC グループ会社は、関連当事者への連絡、WisE システムを通じた取引の処理、WisE システムの向上、WisE システムの運営の円滑化、新たな潜在的流通チャネルの開拓、価格設定、数量、在庫及び物流等の最適な取引要素の分析、並びに TTC グループ会社が必要とみなすその他の目的で利用するために、かかる取引データ（取引データに含まれる個人データを除く。）を使用することができる。
- 8.5 業務連絡先情報 ユーザが WisE システム上で業務用アカウントを作成し、又は EDI メッセージを送信もしくは受信する場合、システム管理者は、ユーザの氏名及び連絡先情報（業務上の住所、業務上の電話番号、業務上の電子メールアドレスその他業務上のプロファイル情報等）を要求する場合がある。かかる情報は、通知又はサービスの提供に関連して関連当事者に連絡を取るために、また WisE システムの使用及び本契約に基づき企図される契約の履行に必要な範囲で、WisE システムの管理上の目的のために、TTC、システム管理者その他関連する当事者らによって使用される。かかる業務連絡先情報は、知る必要のある他の関連する当事者らによって閲覧される場合がある。貴社は、上記の情報の提供並びにかかる情報の収集、使用及び／又は保管を許可することをユーザに確認させ、その同意を得るものとする。各当事者は、公に入手可能な業務連絡先のみを提出すべきである。WisE システム上で提出される個人の連絡先情報には、個人の自宅の連絡先情報を含めてはならない。
- 8.6 データに係る権利 個人データを含むファイルは、当社のサーバ及び貴社の法域外に所在し、かかる法域の法律が適用される可能性のある当社のサービスプロバイダのサーバ上に保存され、職務上必要のある者のみがこれらのファイルにアクセスする。適用法の範囲内において、関係する個人は、次の権利を有する。(i) TTC グループ会社及び／又はシステム管理者が収集した当該個人のデータの履歴並びに処理（貴社の個人データへのアクセス）に関する一般情報を TTC に要求すること。(ii) 当該個人のデータを訂正、追加又は更新すること。(iii) TTC グループ会社及び／又はシステム管理者が当該個人に関して保有するデータの削除及び処分を要求すること。但し、TTC に当該個人データの消去及び廃棄を依頼することにより、貴社は、WisE システムの特徴及び機能の一部を使用できなくなる場合がある。(iv) 特定の目的のための貴社の個人データの加工に反対すること。(v) 貴社の個人データの使用及び開示を制限すること。(vi) 貴社の個人データの使用に関して貴社が提供した同意を撤回すること（該当する場合）。当該個人は、その時点で最新のマニュアルに記載される方式で TTC に連絡することによりこれらの権利行使することができる。

9. 限定保証及び免責

- 9.1 TTC は、他の当事者らに対して WisE システムを提供する完全な権限を有することを保証する。WisE システムの使用は、無償で提供される。適用法に基づき認められる最大限の

範囲において、TTC グループ会社は、WisE システムの動作その他の機能について一切の保証を行わない。

9.2 本契約に定める明示的な保証を除き、かつ、適用法に基づき認められる最大限の範囲において、本契約に基づき提供される WisE システムは、「現状有姿」で提供され、明示又は黙示を問わず、適用法に基づき提供されるものを含め、商品性、特定目的への適合性及び非侵害に関する黙示の保証を含むがこれらに限られない一切の保証を付されず、また TTC グループ会社は、これらの保証を明示的に否認する。TTC グループ会社は、WisE システムが貴社の要件を満たすこと、又は WisE システムが中断もしくはエラーのないことにつき、適用法に基づき認められる最大限の範囲において、一切の保証を行わない。

10. 責任の限定

10. 適用法に基づき認められる最大限の範囲において、TTC グループ会社は、契約、過失、厳格責任その他の法理論に基づき、又はその他契約に基づきもしくは関連して、本契約又は貴社による WisE システムの使用に起因又は関連する、いかなる種類の特別、付随的、懲罰的、間接的又は派生的損害（使用の中止、データの損失又は破損及び逸失利益によるものを含むが、これらに限られない。）についても、TTC グループ会社がかかる損害の可能性について知っていたか否かにかかわらず、責任を負わないものとする。

11. 補償

11. WisE システムに参加する各当事者は、(a)かかる当事者が提供したデータの使用が、第三者の著作権、商標もしくは営業秘密、プライバシーもしくはパブリシティ権を侵害していると申し立てる請求、又は(b)かかる当事者又はそのユーザによる本契約の違反に起因する請求に起因又は関連して生じる一切の請求、費用、損害、損失、債務及び経費（弁護士報酬及び費用を含む。）につき、TTC グループ会社を補償し、かつ、これらに損害を被らせないようにする。

12. 修正

12.1 適用法により認められる範囲において、TTC は、将来のいずれかの時点において、TTC の単独の裁量で本契約を変更し又は修正する権利を留保する。TTC が本契約を変更する場合、TTC は、貴社が WisE システムを通じて提供するアドレス宛に電子メールによる通知を送信する等、かかる変更を適切に通知する。

12.2 TTC は、いつでも、通知することなく、WisE システム又はその特定の部分へのアクセス権を変更し、停止し、削除し、中止し又は解除する権利を留保する。いかなる場合においても、TTC は、WisE システムの一部又は機能へのアクセス権の削除又は解除につき責任を負わない。

13. 期間及び終了

13.1 期間、終了 本契約は、本契約の条項に基づき終了されない限り、継続する。当事者が、(a) 違反を犯し、かかる違反が TTC からの書面による通知を受領してから 10 日以内に治癒されない場合、(b) 清算、倒産管財もしくは財産管理下に置かれるかもしくは破産した場合、又は(c) その他債権者の利益のために協定をした場合、もしくはかかる当事者の資産につき管財人が任命された場合、TTC は、適用法により認められる最大限の範囲において、当該当事者に書面で通知することにより直ちに、当事者に関して本契約を終了し又は当事者による WisE システムの使用を停止することができる。

- 13.2 終了の効力 各当事者は、本契約の終了後、かかる当事者及びそのユーザのアカウント並びに WisE システムの使用は無効化されること、並びに TTC は、WisE システムへのアクセス権の終了もしくは取引データの削除に関し、かかる当事者又はかかる当事者を通じて請求する第三者に対して責任を負わないことに合意する。
- 13.3 存続 第 4, 7, 8, 9, 10, 11, 14 条及びその条件に従い終了後も存続する義務は、本契約終了後も存続するものとする。

14. 一般条項

- 14.1 譲渡禁止 本契約又は本契約に基づく権利もしくは義務のいずれも、非譲渡当事者の事前の書面による同意なく、いずれの当事者によっても譲与、委任、譲渡、移転その他処分することはできない。本契約の条件に反する譲与、委任、譲渡、移転その他処分は、無効とする。但し、上記にかかわらず、TTC グループ会社は、本契約又は本契約に基づく権利及び義務のいずれかを、(a)自らの子会社又は関連会社に対して、又は (b) 合併、統合、再編、自らの資産の全て又は実質的に全ての売却その他類似の取引に連絡して、譲与し、委任し又は譲渡することができる。上記に従うことを条件として、本契約は、当事者ら並びにそれぞれの許可された承継人及び譲受人を拘束し、それらの利益のために効力を生じる。
- 14.2 権利放棄、分離可能性 本契約に基づき当事者が負ういかなる義務又は義務の違反も、当該当事者が署名した書面によらない限り、当該当事者によって放棄されたとはみなされない。管轄権を有する裁判所が、本契約のいずれかの部分が執行不能、法的拘束力がない、無効又は法律に抵触すると判断した場合、かかる執行不能、無効、法的拘束力がない又は法律に抵触する条件は、本契約から分離され、否認されるものとするが、残りの条件は引き続き適用される。
- 14.3 準拠法 本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。
- 14.4 紛争解決 当事者らは、本契約又は WisE システムに連絡して紛争が生じた場合は、東京地方裁判所をもって第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。